

鹿兒島大学共通教育科目履修規則

平成16年4月1日
規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿兒島大学学則(平成16年規則第86号。以下「学則」という。)第38条第7項の規定に基づき、鹿兒島大学(以下「本学」という。)における共通教育科目の履修方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の開講期)

第2条 授業科目の開講期は、原則として次のとおりとする。

前期 4月1日～9月30日

後期 10月1日～翌年3月31日

(共通教育科目の区分)

第3条 共通教育科目の区分は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

2 共通教育科目に係る授業科目名、単位数、講義内容及び開講期は、別に定める。

(開放科目)

第4条 学生は、各学部が開設する専門教育科目のうち、他学部の学生に受講を開放する授業科目(以下「開放科目」という。)を履修することができる。

2 前項の規定により学生が開放科目を履修する場合、教養教育科目として履修するものとする。ただし、共同獣医学部にあつては、卒業要件単位とならない自由単位の科目として履修するものとする。

(授業期間)

第5条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(学部別卒業要件単位数等)

第7条 各学部における共通教育科目の卒業要件単位数及び履修方法は、別に定める。

(外国人留学生の履修の特例)

第8条 外国人留学生(共同獣医学部の外国人留学生を除く。)に係る日本語・日本事情科目の履修については、日本語4単位及び日本事情4単位を修得しなければならない。この場合において、日本事情の4単位は、人文・社会科学分野(選択科目)、統合Ⅰ又は統合Ⅱの単位に読み替えることができる。

(授業時間割及び履修申請)

第9条 開設する授業科目の時間割及び担当教員は、各期の履修登録日の前に公示する。

2 学生は、受講する授業科目を選定のうえ履修計画を作成し、各期の始めの所定の期日に履修申請をしなければならない。

3 履修申請し受講の承認を得ていない授業科目については、単位の認定を受けることができない。

4 履修登録の変更は、原則として認めない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、履修登録を取り消すことができるものとする。

(1) 病気や怪我などで長期欠席となるために、医師の診断書を添付して履修登録取消申請をした場合

(2) 履修登録の確定後3週間以内に、履修登録取消申請をした場合

5 同じ授業科目が、同一時間帯に複数開設される場合、指定された授業クラス以外の受講は、原則として認めない。

(再履修)

第9条の2 成績評価の認定が不合格となった科目又は単位を修得した後に第10条の2に定めるグレード・ポイント(以下「GP」という。)の値を更新しようとする科目は、再履修の申請を行うことができるものとする。

2 再履修の申請は、原則として前条第2項に基づく履修申請よりも優先して登録されるものとし、再履修が確定した時点で、当該科目の成績評価は削除する。

3 再履修登録の変更は、前条第4項第1号に定める場合を除き、認めない。

4 再履修に関し必要な事項は、別に定める。

(試験及び単位認定)

第10条 授業科目を履修した学生に対しては、授業総時数の3分の2以上出席した場合に限り、シラバスに記載された方法で試験を行い、合格した者には、単位を認定する。

2 試験及び認定単位に関し必要な事項は、別に定める。

3 学則第44条の2の規定により、共同獣医学部の学生が、山口大学が開設する共同教育課程に係る授業科目の履修により修得した単位は、本学の教育課程において修得したものとみなすものとする。

(GPA制度による成績評価)

第10条の2 共通教育科目の成績評価は、グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)制度により行い、シラバスに記載された学習目標と評価基準及び方法に基づき、学習達成度を評価する。

2 各学期、1年間及び入学後のGPAはそれぞれ、学期GPA、年間GPA及び通算GPAと称する。

3 各科目の学習達成度のGPの値及びGPAの算出方法は、別表第4のとおりとする。

4 履修登録確定後に放棄した科目の評価は不合格とし、成績原簿に記録する。

5 GPA制度に基づき、成績優秀者に対する表彰及び成績不振者に対する助言・指導を行う。

6 前項の表彰及び助言・指導に関し必要な事項は、別に定める。

(1年次入学前の既修得単位の認定)

第11条 本学入学前に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における共通教育の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学入学前に行った大学の専攻科、短期大学の専攻科、高等専門学校専攻科又は高等専門学校の課程における学修について、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、共通教育科目及び専門教育科目の単位について学則第45条に規定する単位と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位の認定方法等については、別に定める。

5 編入学、転学等における共通教育科目の既修得単位の認定については、各学部において定める。

(技能審査合格者等の単位認定)

第12条 本学が認定した技能審査等に合格又は一定の成績を修めた各学部(共同獣医学部除く。)の学生について、教育上有益と認めるときは、当該技能審査等の成果を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の本学が認定した技能審査等は、次のとおりとする。

- (1) 実用英語技能検定
 - (2) TOEIC L&R及びTOEIC S&W (TOEIC L&Rに関して、IPテストを含む。)
※ 4技能 (聞く、話す、読む、書く) 試験
 - (3) TOEFL (iBT)
 - (4) IELTS
 - (5) ケンブリッジ英語検定
 - (6) ドイツ語技能検定
 - (7) ゲーテ・インスティトゥート検定試験
 - (8) オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験
 - (9) テスト・ダフ (TestDaF)
 - (10) 実用フランス語技能検定試験
 - (11) フランス国民教育省・フランス語学力テスト (TCF)
 - (12) フランス国民教育省・フランス語学力資格試験 (DELF / DALF)
 - (13) 中国語検定試験
 - (14) 漢語水平考試 (HSK)
 - (15) ハングル能力検定試験
 - (16) 韓国語能力試験
- 3 第1項の規定により履修とみなし、与えることができる単位数は、前条第3項に規定する単位数に含めるものとする。
- 4 単位の認定方法等については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生は、改正後の第8条の2、第9条第4項ただし書き、第9条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生は、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する農学部獣医学科の学生については、改正後の規則(第9条を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第12条第2項の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第8条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において在学する者については、改正後の第3条第1項、第10条の2第3項、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

法文学部、教育学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、水産学部

大分類	中分類	小分類
必修科目	初年次教育科目	初年次セミナーⅠ 初年次セミナーⅡ 大学と地域 体育・健康(理論) 体育・健康(実習) 情報活用
	グローバル教育科目	英語 異文化理解
	日本語・日本事情	日本語 日本事情
選択必修科目	教養教育科目 (教養基礎科目)	人文・社会科学分野(初修外国語) 人文・社会科学分野(選択科目) 自然科学分野(実験科目) 自然科学分野(選択科目) 自然科学分野(基礎教育入門科目)
	教養教育科目 (教養活用科目)	統合Ⅰ(課題発見) 統合Ⅱ(課題解決)
	教養教育科目 (自由選択科目)	教養基礎科目及び教養活用科目に対応する小分類
卒業要件外科目	学芸員資格科目	学芸員資格

備考 1：初年次セミナーⅡは、原則として一般学生を対象とする。

備考 2：日本語・日本事情は、原則として外国人留学生を対象とする。

備考 3：教養教育科目（自由選択科目）は、農学部的一般学生及び外国人留学生を対象とする。

別表第 2（第 3 条関係）

共同獣医学部

共通教育科目	一般教養教育科目
	体育・健康科目
	初期教育科目
	外国語科目

備考：共同獣医学部規則別表第 1 に規定する履修課程表にない共通教育科目の授業科目を履修し、修得した単位は、自由単位とする。

別表第 3（第 3 条関係）

高度共通教育科目	プログラム科目 実地体験事前演習 実地体験 プログラム修了演習
----------	--

備考 1：高度共通教育科目の単位は、共通教育科目の卒業要件外単位とする。

備考 2：高度共通教育科目の単位は、各学部において、専門教育科目の卒業要件単位に認定することができる。

別表第 4（第 10 条の 2 関係）

項目	学習達成度	評語	GPの値
成績評価及び評語	90%以上	A	4 点
	80%以上90%未満	B	3 点
	70%以上80%未満	C	2 点
	60%以上70%未満	D	1 点
	60%未満	F	0 点
単位認定科目及び他大学等単位互換により単位を修得した科目の成績評価	認定	P	
GPAの算出方法	$(\text{学期} \cdot \text{年間} \cdot \text{通算}) \text{GPA} = (4 \times n_A + 3 \times n_B + 2 \times n_C + 1 \times n_D + 0 \times n_F) / (n_A + n_B + n_C + n_D + n_F)$ 注) n_A 、 n_B 、 n_C 、 n_D 、 n_F は、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。		

鹿児島大学共通教育センター科目等履修生に関する細則

平成29年 5月12日

総機細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学科目等履修生規則(平成16年規則第112号)第11条の規定に基づき、共通教育科目を受講する科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 共通教育科目の履修を志願する者の資格は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第30条の規定を準用する。

(出願方法)

第3条 共通教育科目の履修を志願する者は、次に掲げる書類を添えて共通教育センター長に願い出なければならない。

- (1) 願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) その他共通教育センターが必要と認めた書類

2 外国人の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、旅券の写又は在留カードを提出しなければならない。

(出願期日)

第4条 出願は、共通教育センターの指定する期日までに行わなければならない。

(受入許可)

第5条 履修生の受入許可は、当該授業科目の担当教員の内諾を得た後、共通教育センター運営委員会の議を経て、共通教育センター長が行う。

(履修期間)

第6条 履修期間は、履修を許可された当該授業科目の開設期間とし、引き続き履修を志願する者は、その都度手続きを更新するものとする。

(単位の認定)

第7条 履修した授業科目については、別に定めるところにより試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

附 則

この細則は、平成29年 5月12日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年 4月 7日から施行し、令和4年 4月 1日から適用する。

共通教育短期海外研修プログラム実施ガイドライン

平成29年4月1日
 共通教育委員会決定
 令和2年2月20日一部改正
 令和2年4月1日実施

海外研修は、国内以上の安全管理が求められるため、十分な危機管理を行う必要がある。したがって、短期海外研修プログラムによる海外体験講座等の共通教育科目（高度共通教育科目を含む。以下「研修プログラム」という。）の開講には、以下のガイドラインを満たすことが必要であり、不十分な場合は開講を認めないこととする。

1. 研修プログラム計画書の提出

研修プログラムの科目担当教員（以下「担当教員」という。）は、研修の実施前に研修プログラム計画書（シラバス、研修内容、引率教員氏名、日程、行程、連絡体制を含む）を作成し、共通教育委員会の承認を受けること。

また、研修プログラムの参加学生（以下「学生」という。）決定後、共通教育センター長は学生の所属する学部の長へ、その研修内容（プログラム名、研修期間、渡航先、学生氏名等）を報告すること。

研修プログラムの確認事項

- ・研修内容がシラバスに沿っていること。単位数と研修時間数の整合性が確保されていること。
 （補）研修時間数は、研修プログラムにおいて個別の目標に従って活動している時間帯とし、散策・休息などの単なる日常体験は含まれない。目標をもって活動している時間数90時間以上をもって2単位相当とする。
- ・事前指導（オリエンテーション）が計画されていること。
- ・安全管理体制及び連絡体制が整備されていること。
- ・引率教員の選定が適切であること。学生数に対する引率教員数が適切であること。
- ・行程に引率教員が常時同行していること。日程及び行程に無理がないこと。
- ・訪問国及び地域の治安等に問題がないこと。

2. 担当教員及び引率教員

- (1) 担当教員は、当該研修内容に関する実績及び経験を有し、指導能力と非常時の対応能力を備えた教員を引率教員として選定し、自ら引率教員となることができる。ただし、大学間（部局間）学術交流協定校及びグローバルセンターとプログラム協定を締結している海外の大学等（以下「協定校等」という。）で実施される研修プログラム及び北米教育研究センターが北米で実施する研修プログラムについては、危機管理体制が適切に整備され、十分な事前指導が行われている場合に限り、引率教員は選定しないことができる。この場合において、第4号に定める引率教員の報告については学生が行う。
- (2) 引率教員は、研修中常時学生に同行して指導しなければならない。また、日本を出発してから帰国するまでの期間は、原則として本学引率教員が引率すること。
- (3) 引率教員は、帰国後原則として鹿児島県内で全学生を解散させ、担当教員へ報告した時点で任務終了とする。なお、帰国後、全学生の解散前に解散した学生がいる場合は、学生からの帰鹿又は帰省の連絡を受けた後、担当教員へ報告することとする。
- (4) 担当教員は、次の事項について、共通教育センター長に報告することとする。
 - ア 引率教員を伴わない研修の日本出国時及び帰国時の報告（学生からの報告による）
 - イ 研修中の状況についての定期的な報告（引率教員からの報告による）
 - ウ 研修の終了報告（引率教員からの報告による）

- (5) 研修プログラムを計画する際に学生数の上限を設定し、学生数の上限に対応した標準引率教員数は次表のとおりとする。なお、引率教員が複数の場合は、その一部に事務職員を引率補助者として代行させることができる。

学生受け入れの上限	必要な引率教員数	必要な引率教員数【注1】 ＜他機関と合同で実施するプログラム＞
5人	1人	1人(0)
15人	2人	2人(1)
30人	3人	3人(2)
50人	4人	4人(3)
70人	※上限数を20人増やすごとに1人 4人+1人	※上限数を20人増やすごとに1人 4人+1人(4)
90人	4人+2人	4人+2人(5)
110人	4人+3人	4人+3人(6)
・	・	・
・	・	・

【注1】()内の値は、合同で実施する他機関の教員を引率者とすることができる上限数とする。

3. 安全管理体制

- (1) 共通教育センター長及び担当教員は、外務省海外安全ホームページ等をチェックし、研修プログラム実施国又は地域の治安や伝染病等の安全性に関する情報の収集に努めること。
- (2) 外務省海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報における研修プログラム実施については、次のとおりとする。なお、研修プログラムの年度計画は、実施年度の前年度1月末までに行う。なお、危険情報等は出発直前まで注視し、状況の変化によってはレベル1であっても研修プログラムを中止する。

外務省海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報(安全対策の4つの目安)	実施及び年度計画の判断
レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	研修プログラムを「中止」する。 ※年度計画の申請は不可。
レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	研修プログラムを「中止」する。 ※年度計画の申請は不可。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。	研修プログラムを「中止」する。 ※年度計画の申請は不可。
レベル1: 十分注意してください。 その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	学生と学生の在学保証人(保護者等)に対し、外務省海外安全ホームページの渡航情報(感染症危険情報を含む)を提供し、研修中の安全性が確保されていることの説明を行った上で「実施」する。
危険情報なし	渡航先の国・地域の最新情報に注意し、「実施」する。

- (3) 引率教員又は第2項第1号に定める危機管理体制の担当者(以下「危機管理担当者」という。)は、研修中に災害や事件・事故・病気等が発生しないよう安全管理に努め、万一そのような事態が発生した場合には、学生への影響を最小限にする処置等を取るとともに、共通教育センター長へ連絡を取り、適切な危機管理に努めること。

4. 非常時の報告について

引率教員又は危機管理担当者は、速やかに詳細な情報を電話や電子メール等により共通教育センター長及び担当教員へ報告すること。

5. 研修プログラム危機対策本部の設置

- (1) 共通教育センター長は、前項の報告を受け、必要と判断した場合は、速やかに共通教育センター内に研修プログラム危機対策本部（以下「危機対策本部」）を設置し、「国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則」第8条第2項又は第11条に基づき対応する。
- (2) 危機対策本部長（以下「本部長」という。）は、共通教育センター長をもって充て、危機対策業務を総括するものとする。
- (3) 危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、共通教育副センター長をもって充て、本部長を補佐するものとする。
- (4) 本部長が職務を遂行できない場合には、あらかじめ共通教育センター長が指定した副本部長がその職務を代行する。
- (5) 危機対策本部の構成及び担当業務は、別表に定める。

6. 経費

担当教員は、研修プログラムの実施にあたって、学生に対し過度の負担にならないよう計画すること。

7. 研修内容

担当教員は、事前に研修プログラムの受入先機関と十分な打ち合わせを行うこと。また、研修プログラム以外の観光視察は最小限に抑えること。

8. 病気等への対応

学生の病気等の場合、引率教員又は危機管理担当者は、受入先機関等と調整して医療機関を選定して学生のケアを行うとともに、共通教育センター長及び担当教員へ詳細な情報を報告すること。

9. 参加同意書・誓約書、健康状態申告書の提出

担当教員は、学生に参加同意書・誓約書（別記様式第1号）及び健康状態申告書（別記様式第2号）を提出させること。

10. 保険等への加入

担当教員は、学生へ学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険に加入させること。

11. 担当教員は、実施計画の承認を受け、研修実施前に次の事項を確認すること。

- ・受講対象者（学部生とし、大学院生及び科目等履修生等を含めない。）
- ・事前指導の実施（治安情勢等によりプログラムが中止となることの説明を含む。）
- ・緊急連絡体制（別記様式第3-1号又は別記様式第3-2号を作成し参照）
- ・学生の学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険への加入状況
- ・その他海外渡航に必要な事項（パスポート、ビザ、クレジットカードの有無等）
- ・出国直前の渡航情報

12. その他

研修プログラム実施期間中における共通教育センター長との連絡手段は、担当教員又は引率教員が確保すること。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 共通教育短期海外研修プログラム実施ガイドライン（平成21年 6 月26日教育センター会議決定）は、廃止する。

附 則

このガイドラインは、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 5 項関係）危機対策本部構成図

構成員	担当	業務内容
危機対策本部長	共通教育センター長	(1) 危機対策本部の設置 (2) 学長、総務企画・コンプライアンス推進室、国際事業課長への報告・協議等 (3) 危機対策本部の総括 (4) 危機対策方針の決定、対応実施の指示 (5) 危機事象収束後の検証、再発防止策の検討
危機対策副本部長	共通教育副センター長	(1) 危機対策本部長の補佐
危機対策本部事務担当	共通教育課長	(1) 危機事象に関する情報の収集・整理 (2) 学内関係部署との連絡調整 (3) 学生の保護者等への連絡

参加同意書・誓約書

鹿児島大学共通教育センター長 殿

私は、鹿児島大学の学生として上記海外研修に参加するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、次の事項を遵守あるいは承諾します。なお、承諾及び誓約事項に違背した場合は、鹿児島大学（以下、本学）の支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 研修期間中は、滞在国または地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先大学の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
2. 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。出願時および渡航前に健康上の留意点がある場合は健康状態申告書に記入すると共に、海外研修の参加に支障はないと医師に診断されていること。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに担当教員に申し出ること。
3. 本学が指定する海外旅行保険に加入すること（クレジットカード付帯保険は認めない）。研修期間中は、自動車及びオートバイの運転、危険を伴うアクティビティ（例：スキューバダイビング、スカイダイビング、ロッククライミング等）を行わないこと。
4. 派遣先の治安状況、疫病、自然災害等のやむをえない事情により、本学は学生本人の安全を第一と考え派遣の中止・延期または帰国勧告を決定することがあること。
5. 研修に参加するために本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学の所属学部、共通教育センター、グローバルセンター、国際事業課、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社（日本アイラック）、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡のために共有、利用することに同意すること。
6. 海外研修終了後は提出期限内に所定の報告書等を担当教員に提出すること。研修中に撮影された集合写真・個人写真について、本学が広報の目的で利用することに同意すること。

令和 年 月 日 学部・学科（学籍番号）：
学生住所：
氏名（本人署名）： 印

保証人は学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証いたします。

令和 年 月 日 保証人住所：
保証人自署： 印

(保証人直筆のこと。印影は学生とは別のものを使用してください。)

健康状態申告書

令和 年 月 日

鹿児島大学 学部 学科 年
学生氏名 学籍番号

令和 年 月 日～ 月 日に、共通教育科目として実施する「
」に参加するに際し、私は現地での行動に支障がない健康状態
であることを申告いたします。

令和 年 月 日

共通教育センター長 殿

(ふりがな)
参加学生氏名： _____ 印

共通教育短期海外研修プログラム緊急連絡体制

【引率なし】

研修プログラム：

研修期間：

学生
携帯 メール

北米教育研究センター・協定校等
電話 メール

日本大使館・領事館（在外公館）
電話 所在地

<留意事項>
・原則として、電話での連絡とする。
・緊急事象が発生した場合、学生は担当教員又は共通教育課に連絡すること。
・学生本人が連絡できない場合は、協定校又は北米教育研究センター教職員から連絡すること。
<危機発生時の報告事項>
<input type="checkbox"/> 発生日時
<input type="checkbox"/> 発生場所
<input type="checkbox"/> 危機の内容
・事故、事件、盗難、ケガ、病気等
・学生本人の状況
・原因
<input type="checkbox"/> 現在までの対応状況

<海外から日本へ電話をかける場合>
発信地の国際 電話識別番号 日本 の国番号
—81—相手先の市外局番—電話番号
<日本から海外へ電話をかける場合>
「+」—XX—相手先の市外局番—電話番号 国番号
※頭の0を取った市外局番。携帯電話などの「090」「080」の頭の0も取る。
※「+」は「0」を1秒以上長押しする。

担当教員
大学 携帯 メール

共通教育課
【平日】
共通教育係 099-285-3452
メール kyoutuuk@kuas.kagoshima-u.ac.jp
【休日・夜間】
共通教育係（携帯）090-7460-2881

国際事業課
【平日】
国際事業係 099-285-7082
メール kjigyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp
【休日・夜間】
国際事業係（携帯）080-2747-2935

東京海上日動海外総合サポートデスク
病気、ケガ、盗難などにあつた場合
電話 03-6758-2460（24時間対応）
※通話料は有料、コレクトコールでも対応可。

共通教育センター長
大学 携帯

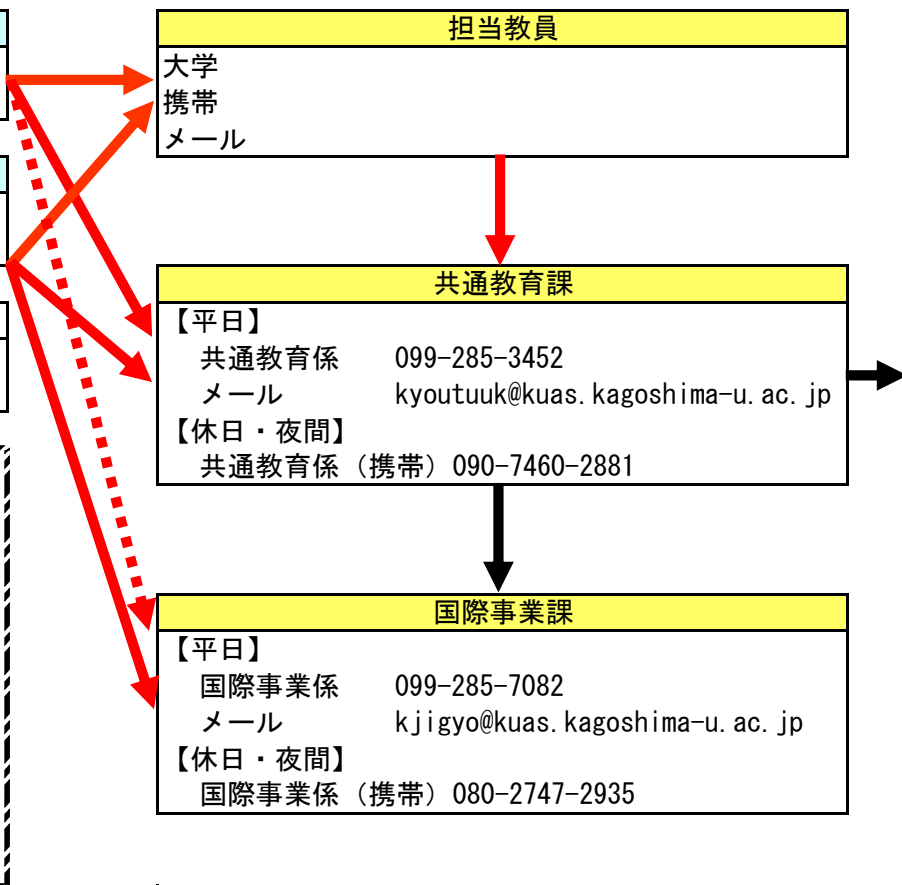
共通教育副センター長
大学 携帯

共通教育副センター長
大学 携帯

学長及び総務企画・コンプライアンス推進室

学生の家族

当該学生の所属学部



マルチメディアを活用した遠隔授業実施ガイドライン

平成29年4月1日

共通教育センター運営委員会決定

共通教育の授業科目において、テレビ会議システムやインターネット電話ソフト等のマルチメディアを活用して隔地間で授業を行う場合（鹿児島大学学則の第38条第4項及び第5項に規定された方法を含む。以下、遠隔授業という。）の必要事項について、ガイドラインを取り決める。

ガイドライン

1. 授業計画書(様式1)の提出

遠隔授業を行う場合、当該授業の担当教員（以下、実施責任者という。）は、開設授業科目の計画を審議する前までに授業計画書を作成し、共通教育センター運営委員会で承認を受けなければならない。

2. 実施責任者の役割

(1) 実施責任者は、直接の対面授業に近い環境において授業を行えるよう、以下のような事項について配慮すること。

ア 授業中、教員と学生が、互いに映像及び音声等によるやりとりを行うこと。

イ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

ウ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

エ 履修学生の把握、授業の円滑な進行が行えるよう、遠隔授業の受信側の教室等にシステムの管理・運営の支援を行う教員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に支援教員を配置する必要はないが、必要に応じて補助者を配置することを検討する。

オ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

カ 通信障害等により、遠隔授業が困難となった場合の対応を決めておくこと。

(2) 実施責任者が別途に遠隔授業の支援教員を定める場合には、遠隔授業の内容に関する実績及び経験を有し、指導能力と緊急時の対応能力を備えた専任教員を選定しなければならない。また、遠隔授業の補助を行うために支援教職員を置くことができる。

3. 実施報告書(様式2)の提出

遠隔授業終了後、実施責任者は実施報告書を共通教育センターに提出し、実施内容の概略、成果及び改善点等について報告を行う。また、共通教育センターは今後の遠隔授業の手法改善等に努めなければならない。

附 則

1 このガイドラインは、平成29年4月1日から実施する。

2 マルチメディアを活用した遠隔授業実施ガイドライン（平成22年9月24日教育センター会議決定）は、廃止する。

附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から実施する。

様式2

共通教育センター遠隔授業 実施報告書

科目名		開講年度	平成 年	開講期	前・後
担当教員氏名					
受講者数	名				
授業実施内容の概略					
成果・改善点等					

鹿兒島大学共通教育センター離島学習支援事業に関する要項

平成 29 年 4 月 1 日
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、自主自律と進取の精神を併せ持ち、社会の発展に貢献する人材の育成を図るため、離島域に関する積極的な実践学習を促し、地域の特性を活かした授業へ参加する学生に対して経済的支援を行う離島学習支援事業に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2 離島学習支援事業の対象となる学生は、以下の表に掲げる授業を履修し、かつ、単位が認定された本学の学部学生とする。

科目区分	授業科目名	行先	支援可能人数	支給内容
共通教育科目	屋久島の環境文化Ⅰ-植生-	屋久島	原則として各科目25名とするが、合計100名の範囲内において調整することも可とする。	船賃
	屋久島の環境文化Ⅱ-生き物-			
	屋久島の環境文化Ⅲ-産業-			
	屋久島の環境文化Ⅳ-生活と文化-			
	島のしくみ	与論	16名	
高度共通教育科目	地域リサーチ・トライアル *かごしま地域リサーチ・プログラム科目	奄美	50名	航空賃
		種子島		船賃
	地域リサーチ実習 *かごしま地域リサーチ・プログラム科目	奄美		航空賃
		種子島		船賃

(支援基準)

第3 共通教育科目については、共通教育センターの予算の範囲内において、次のとおり支援するものとする。

- (1) 支援可能人数は第2のとおりとする。ただし、対象学生が支援可能人数を超過した場合は、予算額を按分のうえ、対象学生全員に支援することができるものとする。
- (2) 対象学生には往復の船賃を支給する。
- (3) 船賃について、学生の責めに帰さない事由によりキャンセル料が発生した場合は、これを支給できるものとする。なお、学生の責めに帰さない事由に当たるか判断し難い場合は、共通教育センター運営委員会で審議のうえ決定するものとする。

第4 高度共通教育科目については、予算要求等により予算が確保できた場合に限り、次のとおり支援するものとする。

- (1) 対象学生には往復の航空賃又は船賃を支給する。
- (2) 支援可能人数及びキャンセル料については、第3第1項第1号及び第3号の規定を準用する。
- (3) 対象学生全員が参加するフィールドワークに要する入館料又は入園料及び体験料を支給する。ただし、これらの費用については、学生割引や団体割引を活用する等、可能な限り節減するよう努めるものとする。

(支給手続)

第5 当該授業担当教員は、申請書及び参加・合格者リストを共通教育センター長に提出するものとする。

第6 共通教育センター長は、申請に基づき支援の可否を判断し、支援基準及び予算額を勘案して支援額を決定のうえ、対象学生に支援金を支給するものとする。

(事務)

第7 離島学習支援事業に係る事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、離島学習支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

鹿児島大学共通教育英語・初修語科目の読替えに関する申合せ

平成29年4月1日
共通教育センター長裁定

この申し合わせは、平成28年度共通教育カリキュラム改正後、旧カリキュラム(平成27年度以前入学者)の学生が英語・初修語の単位を修得できなかった際、読替えにより履修を行うことができる場合を規定する。

(読替えの基準)

- 読替えが可能な科目は、2の読替え表のとおりとし、左欄「新カリキュラム」を右欄「旧カリキュラム」に読替えて履修ができるものとする。また、旧カリキュラムの科目を旧カリキュラムの科目(例:英語オープンを英語オープン(再)で再履修)で再履修することは可であるが、この読替え表には反映されない。
なお、履修する科目のレベルは、未修得の授業科目と原則同等とし、レベルに見合ったクラスを履修する。

(読替え表)

- 読替え表は、以下のとおりとする。

英語・初修外国語 新カリキュラム(平成28年度以降)			旧カリキュラム(平成27年度以前入学者)		
授 業 科 目	開講期	単 位(時間)	授 業 科 目	開講期	単 位(時間)
英語IA	1	1単位(30時間)	英語コアU コアU1	1・2	1単位(30時間)
英語IIA	2		コアR コアR1 コアR2(医学科)		
英語IB	1	1単位(30時間)	英語コアC コアC1	1・2	1単位(30時間)
英語IIB	2		コアC2 コアO		
————	3	2単位(30時間)	英語オープン	3	2単位(30時間)
英語III ※平成29年度以降開講	3	1単位(30時間)	コアU2(医学科・工2組) コアR2(工2組)		
英語IV ※平成29年度以降開講	4	1単位(30時間)	コアR2(工2組)	3	1単位(30時間)
初級独語 I	1	2単位(60時間)	独語コア I	1	2単位(60時間)
初級独語 II	2	2単位(60時間)	独語コア II	2	2単位(60時間)
初級仏語 I	1	2単位(60時間)	仏語コア I	1	2単位(60時間)
初級仏語 II	2	2単位(60時間)	仏語コア II	2	2単位(60時間)
初級中国語 I	1	2単位(60時間)	中国語コア I	1	2単位(60時間)
初級中国語 II	2	2単位(60時間)	中国語コア II	2	2単位(60時間)
初級韓国語 I	1	2単位(60時間)	韓国語コア I	1	2単位(60時間)
初級韓国語 II	2	2単位(60時間)	韓国語コア II	2	2単位(60時間)
————	3	2単位(30時間)	独語オープン I	3	2単位(30時間)
————	4		独語オープン II	4	
————	3		仏語オープン	3	
————	3		中国語オープン I	3	
————	4		中国語オープン II	4	
————	3		韓国語オープン	3	

※1) 英語オープン(2単位)の読替については、新カリキュラムの英語III(1単位)と旧カリキュラムの英語オープン[再](2単位)を同一クラスで開講することにより、対応する。また、授業外学習(予習・復習)の時間を十分に確保する。(旧カリの英語2単位受講生については授業外学習時間を60時間課すことになる。新カリの英語1単位受講生の授業外学習時間は15時間を課す。)

※2) 初修語オープン(2単位)の読替については、新カリキュラムの中級初修語(1単位)と旧カリキュラムの初修語オープン[再](2単位)を同一クラスで開講することにより、対応する。また、授業外学習(予習・復習)の時間を十分に確保する。(旧カリの初修語2単位受講生については授業外学習時間を60時間課すことになる。新カリの初修語1単位受講生の授業外学習時間は15時間を課す。)

専門英語

学部	学科 (コース、分野等)	新カリキュラム(平成28年度以降) (読み替え元)				旧カリキュラム(平成27年度以前入学者) (読み替え先)			
		授業科目名	開講期	単位(授業時間)	備考	授業科目名	開講期	単位(授業時間)	備考
理	数理情報	【専門】 数理情報科学英語	3	2単位(30時間)	平成29年度以降開講	【共通】 数理情報科学英語	3	2単位(30時間)	
	物理	【専門】 科学英語	3	2単位(30時間)	平成29年度以降開講	【共通】 科学英語	3	2単位(30時間)	
	生命化学	【専門】 科学英語入門	4	2単位(30時間)	平成29年度のみ開講	【共通】 科学英語入門	4	2単位(30時間)	
		【専門】 科学英語入門	3	2単位(30時間)	平成30年度以降開講 開講期に注意				
		【専門】 化学英語	5	2単位(30時間)	※令和2年度以降開講	【共通】 英語V	5	1単位(30時間)	※平成31年度 以前入学者
工	機械	【専門】 機械英語 I	6	2単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 機械英語 I	6	2単位(30時間)	
	電気電子	【専門】 工学基礎英語	6	2単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 工学基礎英語	6	2単位(30時間)	
	建築	【専門】 英語V[建築]	5	2単位(30時間)	平成30年度以降開講 共通教育が開設する 「英語V」とは異なる授業	【共通】 建築英語 I	5	2単位(30時間)	
	環境化学	○【共通】 英語IV	4	※1単位(30時間)	平成29年度以降開講	【共通】 環境化学プロセス英語	4	2単位(30時間)	
	海洋土木	○【共通】 英語IV	4	※1単位(30時間)	平成29年度以降開講	【共通】 海洋土木工学に 関する基礎英語	4	2単位(30時間)	
	情報生体	【専門】 システム工学英語 II	6	2単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 工学英語	6	2単位(30時間)	
	化学生命	【専門】 化学生命工学英語	4		平成29年度以降開講	【共通】 化学生命英語	4	2単位(30時間)	
農	生物生産 (植物生産学)	【共通】 英語VI	6	1単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 植物生産学英語	6	2単位(30時間)	
	生物生産 (家畜生産学)	【共通】 英語VI	6	1単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 畜産学英語	6	2単位(30時間)	
	生物生産 (農業経営経済学)	【共通】 英語VI	6	1単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 経済学英語	6	2単位(30時間)	
	生物資源	○【共通】 英語IV	4	1単位(30時間)	平成29年度以降開講	【共通】 化学英語	4	2単位(30時間)	
	生物環境 (森林科学)	【共通】 英語V	5	1単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 森林英語	5	2単位(30時間)	
	生物環境 (環境システム学)	【共通】 英語VI	6	1単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 環境システム学英語	6	2単位(30時間)	
	生物環境 (生物環境工学)	【共通】 英語VI	6	1単位(30時間)	平成30年度以降開講 開講期に注意	【共通】 環境工学英語	7	2単位(30時間)	
	国際食料資源学 (農学系サブコース)	【専門】 実用英語E	6 (集中)	<2単位(30時間)>	平成30年度以降開講 開講年度に注意	【共通】 実用英語E	6 (集中)	2単位(30時間)	平成29年度開講
水産	(水圏科学)	【専門】 水産科学英語	6	2単位(30時間)	平成30年度以降開講	【共通】 科学英語	6	2単位(30時間)	
	(水産資源科学)								
	(水産食品科学)								
	(水産経済学)								
	(水圏環境保全学)								
国際食料資源学 (水産学系サブコース)	【専門】 実用英語E	6 (集中)	2単位(30時間)	平成30年度以降開講 開講年度に注意	【共通】 実用英語E	6 (集中)	2単位(30時間)	平成29年度開講	

○ 共通教育の教員が担当予定

※ 共通教育開設の英語は1単位(30時間の授業時間と15時間の授業外学習)となっているため、専門英語(2単位)に読み替える学生は、授業外学習を60時間とし、2単位に必要な90時間を確保する。

附 則

1. この申合せは、平成29年4月1日から実施する。
2. 鹿児島大学共通教育英語・初修語科目の読み替えに関する申合せ(平成27年2月26日共通教育センタ会議承認)は、廃止する。

附 則

1. この申合せは、平成29年9月12日から実施する。

附 則

1. この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

鹿兒島大学共通教育科目等シラバスチェック実施要領

令和3年11月19日
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要領は、共通教育科目、学芸員資格科目及び高度共通教育科目(以下「共通教育科目等」という。)のシラバスチェックについて、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2 シラバスチェックは、共通教育センター各部門会議、科目分科会及び地域人材育成プラットフォーム運営委員会(以下「部門会議等」という。)が実施するものとする。

2 部門会議等は、所掌する科目分野に属する科目のシラバスチェックを行うものとし、所掌する科目分野は次のとおりとする。

部門会議等	所掌する科目分野
初年次教育・教養教育部門会議	初年次教育科目(初年次セミナーⅠ、Ⅱ、大学と地域)
教養科目分科会	教養基礎科目(人文・社会科学分野(選択科目))、教養基礎科目(自然科学分野(選択科目))、教養活用科目(統合Ⅰ、統合Ⅱ)
実験等科目分科会	教養基礎科目(自然科学分野(実験科目)、基礎教育入門科目)
情報科目分科会	初年次教育科目(情報活用)
体育・健康教育部門会議	初年次教育科目(体育・健康(理論)、体育・健康(実習))
外国語教育部門会議	グローバル教育科目、教養基礎科目(人文・社会科学分野(初修外国語))
日本語・日本事情科目分科会	日本語・日本事情科目
学芸員資格科目分科会	学芸員資格科目
地域人材育成プラットフォーム運営委員会	高度共通教育科目

(実施方法)

第3 シラバスチェックは、当該年度に開講する共通教育科目等の授業科目を対象とする。

2 シラバスチェックを行う項目及びチェック事項は、共通教育センター長(以下「センター長」という。)が別に定める。

3 シラバスチェックは、部門会議等の長の指示に基づき、各構成員が分担して実施し、不

備等がある場合は授業担当教員へ修正依頼を行うものとする。

(実施時期)

第4 シラバスチェックは、前・後期毎に、当該期間前に実施するものとする。

(報告)

第5 部門会議等の長は、シラバスチェックの結果をセンター長に報告するものとする。

(事務)

第6 シラバスチェックに関する事務は、共通教育課共通教育係が行う。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、シラバスチェックに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は令和3年11月19日から実施する。